

奈良県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年九月十八日

奈良県知事 荒井正吾

### 奈良県条例第八号

奈良県税条例の一部を改正する条例

奈良県税条例（昭和二十五年九月奈良県条例第三十四号）の一部を次のように改正する。

附則第十六条第四項中「第二十条第三項」を「第二十条第二項」に改める。

附則第十七条第一項中「原子力災害対策特別措置法第二十条第三項」を「原子力規制委員会設置法（平成二十四年法律第四十七号）附則第五十四条による改正前の原子力災害対策特別措置法第二十条第三項」に改める。

### 附則

この条例は、平成二十四年九月十九日から施行する。